障害者施設整備方針の運用ガイドライン

令和7年（2025年）2月制定

１　ガイドライン策定の経緯及び目的

令和6年（2024年）3月に策定した、八王子市障害者計画において、通所施設等（障害者・児にサービスを提供する全ての施設）の整備は原則として市街化区域で行うこととした。その一方、本計画と合わせて策定された障害者施設整備方針では、通所施設等の内、施設入所支援を実施する施設整備については、市街化区域での実施を前提とするが、地域への貢献が認められ、農福連携等の事業の推進に寄与する施設であれば、必要に応じて市街化調整区域での施設整備を検討することとした。

また、令和7年（2025年）1月に第3次八王子市都市計画マスタープランが策定され、今後、市街化調整区域の基本方針の見直しも予定されていることも踏まえ、都市計画部門とも連携し、将来に向けて適切な土地利用を図りつつ、農福連携等の障害福祉施策を推進するため、下記のとおり、障害者施設整備方針の運用ガイドラインを定め、事業所等から申し出があった場合は、本ガイドラインに沿って検討・協議を行うこととする。

２　ガイドラインの対象となる施設整備

　　市街化調整区域において施設入所支援を新規に実施する予定の施設整備。

３　協議・検討事項

　　以下の項目について、協議・検討を実施し、すべての項目を満たしている場合に、施設整備を認めることとする。

⑴　ハザードマップ上、安全な区域を選定すること。

⑵　本市と防災協定を結び、その協定に基づく取組を実施すること。

⑶　施設利用者の地域移行に資する取組を実施すること。

⑷　農福連携の取組等、地域課題の解決や地域の活性化に資する取組を地域と連携して進める

こと。

⑸　本市の福祉人材の確保に資する取組を実施し、市内の他事業所にその取組を波及させる

こと。

⑹　重度重複障害児者及び医療的ケアが必要な障害児者について、受入れ可能な一時保護の

機能を持たせること。

⑺　周辺の市街化を促進させる恐れがないと認められること。

４　その他

　　本ガイドラインの対象とならない施設の建替え等については、案件ごとに個別に意思決定を行う。